

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	搬出物品確認測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（耐圧ホース）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
2	1号機	プロセス計算機警報印字用プリンタの連続印字中に「プリンタエラー」の発生及び当該プリンタの停止が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
3	2号機	原子炉冷却材浄化系入口の原子炉水PH計において、その指示値と手分析値に相違（誤差）が認められたため、当該指示計を点検・校正	D	
4	3号機	発電機冷却用水素ポンプ出口弁ヘッダー接続部において、水素ガスの微少リーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	ほう酸水注入ポンプ（B）において、ポンプ駆動部カバー下部シール部にほう酸水のにじみが認められたため、当該シール部を点検・修理	D	
6	3号機	中央制御室の一括警報「建屋漏水検出」の発生があったが、詳細がわかる「建屋漏えい検出表示盤」に漏水箇所の表示が無いことが認められたため、原因調査及び対応検討	C	
7	4号機	常用冷却系冷凍機（C）凝縮器冷却水入口圧力計点検時、検出元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	主発電機軸密封油処理装置真空ポンプ（A）及び（B）排気セパレータドレン配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
9	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の点検において、熱交換器海水側ドレン弁及び海水側出口配管ドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
10	4号機	復水脱塩装置再生塔廃液電導度記録計において、打点No. 5（ドレンストレーナ入口電導度）の印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
11	6号機	原子炉格納容器漏えい検出系放射線モニタにおいて、「漏えい検出系放射線モニタダウンスケール」警報の発生が認められたため、原因調査及び対応検討	C	
12	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（A）点検のための隔離操作時、当該ポンプ入口弁において、動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	集中環境施設	高温焼却炉起動準備中、高温焼却炉廃棄物供給口防火ダンパの動作不良（全開確認不可）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで